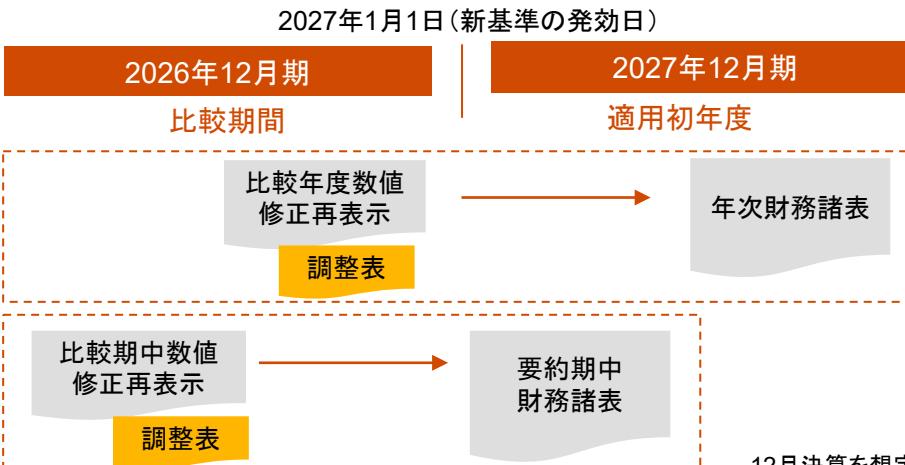
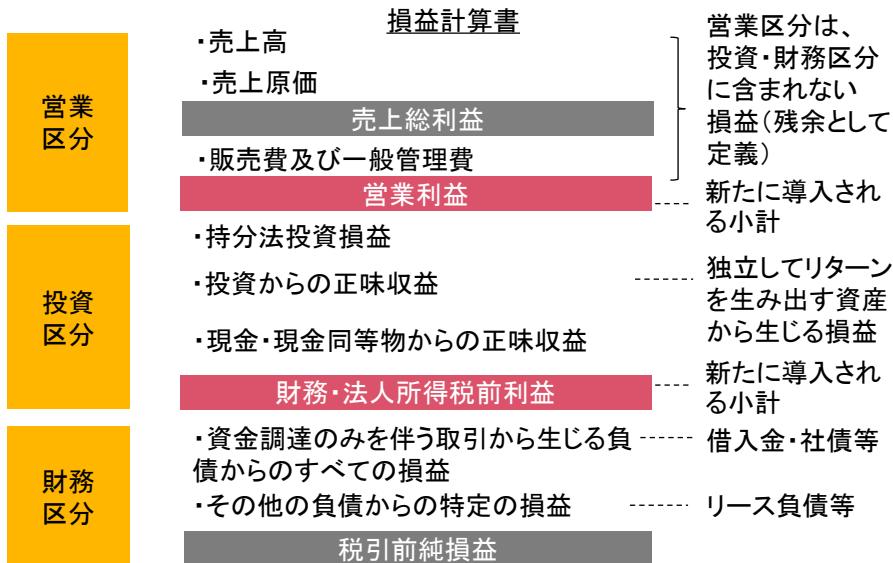


最終基準「財務諸表における表示及び開示」(IFRS第18号)の公表

国際会計基準審議会(IASB)は2024年4月9日、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の最終基準を公表しました。概要と適用年度は以下のとおりです。

- 損益を**営業・投資・財務区分**に分類し、新たに**2つの小計**の表示を導入することによる、企業の**比較可能性の向上**(下記図参照)
- CF計算書上の利息・配当金から生じるCF分類の**選択肢を削除**
- 機能別のPL表示の場合、性質別費用としての減価償却、償却、従業員給付、減損、棚卸資産の評価損の**5項目**につき、PLの各科目に含まれる金額を開示
- 経営者業績指標(**MPM**)の開示(MPM数値からIFRS数値への調整表を含む)

- 2027年1月1日以後開始する事業年度から適用(早期適用可):
12月決算企業は2027年12月期、3月決算企業は2028年3月期
- 過去適用が必要(**比較期間を修正再表示**)
- 適用初年度の**直前の比較対象期間**について、IAS第1号のPL科目と本基準書のPL科目との**調整表**を開示(年度、期中ともに)。適用初年度についての当該調整表の開示は許容されるが要求はされない
- 新基準で要求されている**見出し**および**小計**のそれぞれを、適用初年度の**要約期中財務諸表**においても表示する



(注)特定の主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業(銀行等)および投資を行う企業(投資会社・保険会社等)には固有の表示が要請されている

公開草案「企業結合－開示、のれん及び減損」 (IFRS第3号及びIAS第36号の修正)の公表

IASBは2024年3月14日、「企業結合－開示、のれん及び減損」(IFRS第3号「企業結合」及びIAS第36号「資産の減損」の修正)の公開草案を公表しました。当該改定に対するコメント提出期限は2024年7月15日(120日間)です。

【IFRS第3号に対する修正提案】

企業結合に関する情報開示の改善として、現行のIFRS第3号に以下の開示項目の追加が提案されています。これは、財務諸表の利用者が企業結合のパフォーマンスをのれんの減損を通じて間接的に評価するのではなく、直接的に評価できるように有用な情報を提供することを目的にしています。

	追加の開示項目	開示要求の概要	重要な企業結合	戦略的企業結合	免除規定
取得年度	戦略的根拠 期待されるシナジーの定量的な開示(カテゴリー別) ・ シナジーの金額およびその達成にかかるコスト ・ シナジーが出現する時期と期間 戦略的企業結合について主要な経営者がレビューする取得日時点の主要な目的や関連する目標	企業の全体的な事業戦略と企業結合の目的との関係性を明瞭化 のれんの要因に対する情報(IFRS3.B64(e))に関連して、企業結合の対価(価格)の合理性を判断するための、期待されるシナジーの定量的な情報開示を要求	○	○	なし
取得年度以降	主要な目的・目標の達成度合を判断するための実績や関連する説明	企業の全体的な事業戦略の遂行上、重要なリスク要因となりうる「戦略的企業結合」のパフォーマンスを直接的に評価するため、企業結合日における主要な目的・目標の開示とともに、その後の当該達成度合いの開示を要求	-	○	あり

【IAS第36号に対する修正提案】

減損テストのコストや複雑性さらには減損認識の適時性への懸念に対する対処を目的として、主に以下の点に関する修正が提案されています。

のれんの減損を適時に認識するためにCGUの識別の要求事項を明確化

のれんは配分される資金生成単位または資金生成単位グループ(CGU)の一部として間接的に減損テストされる。のれんの減損がCGUの利益と不適切に減殺され、適時に減損認識されないことを防止するために適切なCGUの識別が重要

企業結合のシナジーの発現が期待されるCGUの特定



主要な経営者がのれんに関連した事業をモニタリングするための財務情報が存在する、最小単位のCGUを識別 *

使用価値の算定上の課題への対処

(1) 将来CFについて、いまだコミットしていない将来のリストラクチャリング、資産の性能の改善または拡張から発生すると見込まれる将来CFの織り込みを禁止する規定を廃止

(2) 現行基準上、税引前CFを見積り、税引前の割引率で割り引く方法のみが要求されているが、税引後CFを見積り、税引後の割引率で割り引く方法も可能とする

* 最小単位のCGUは、集約前の事業セグメントを超えてはならない

IFRS会計基準の開発をめぐる最新の動向

「引当金-的を絞った改善」プロジェクト

IASBは維持管理プロジェクトとして「引当金-的を絞った改善」によるIAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」の修正を検討しています。これは利害関係者からの現在の義務が企業の将来の行動に関係する場合の引当金の認識要件が明確ではないとの懸念や、IAS第37号に関する他の起こり得る問題に対応するためです。2024年後半の公開草案公表に向けて審議が継続中です。



維持管理プロジェクト「引当金-的を絞った改善」の範囲

論点	検討内容(暫定決定)
(1) 負債の定義および負債の識別に関する要求事項	<ul style="list-style-type: none">IAS第37号における負債の定義、ならびに現在の義務の認識要件を支える要求事項およびガイドラインを、2018年改訂のIASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」に整合させる。
(2) 引当金の測定 - 含まれるコスト	<ul style="list-style-type: none">どのコストを引当金の測定値に含めるべきかを明確化する。<ul style="list-style-type: none">義務を決済するためには、当該義務の決済に直接関連するコストが含まれる義務の決済に直接関連するコストは、次の両方で構成される<ul style="list-style-type: none">当該義務の決済の増分コストその種類の義務の決済に直接関連するその他のコストの配分額
- 割引率	<ul style="list-style-type: none">企業が引当金を割り引く率に企業自身の不履行リスクを反映すべきかどうかを定める。<ul style="list-style-type: none">引当金を測定する際に用いる割引率を計算する基礎(経営者が将来について行う仮定やその他の見積りの不確実性の性質等の判断)を定める貨幣の時間価値を反映する率(リスクフリー金利で表される)に不履行リスクの調整をしない

現行の引当金の認識要件	改正	暫定決定の概要
<ul style="list-style-type: none">過去の事象の結果として現在の義務(法的または推定的)を有し、当該義務の決済のため経済的資源の流出の可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる		<p>企業が将来の行動により支出回避ができる場合でも、その行動が現実的でなければ経済的資源の移転を回避する実質的な能力を有さず、現在の義務を有する</p> <p>上記は、2018年改訂の概念フレームワークにおける負債の定義と整合させており、負債とは、過去の事象の結果として経済的資源を移転する企業の現在の義務であり、その認識には、以下のすべての要件の充足が必要としている。</p> <ul style="list-style-type: none">企業が義務を有し、かつ、その義務は、経済的資源を移転することであるその義務は、過去の事象の結果として存在している現在の義務である

How PwC can help

PwCがお手伝いできること

IFRS導入支援	グローバル勘定科目統一支援	内部監査支援	決算期統一・決算早期化支援
全面的なIFRSコンバージョン支援から、特定領域のみのアドバイザリーまで幅広くご支援します。	経営情報の比較可能性向上と業務効率化のため、勘定科目の整備と会計マニュアルの作成をご支援します。	アドバイスから、リソースの提供、アウトソーシングまで、クライアントの体制とニーズに適した関与形態をご支援します。	決算早期化の阻害要因を解決し、マネジメントサイクルの統一をご支援します。



海外子会社とのコミュニケーション／協働体制を推進する必要性
グローバル経営管理体制の強化／再構築の必要性

企業買収・再編関連会計アドバイザリー	経理人材育成の研修支援	海外進出の総合支援	複雑な会計領域のアドバイス
M&Aなどの取引実行前段階から実行後段階まで、全ての場面で会計アドバイスを提供します。	クライアントのニーズに合致したカスタマイズした研修を提供して、経理人材の育成を支援します。	海外進出に当たり、現地調査から設立手続きまで総合的に支援します。	複雑な会計領域について、戦略的な会計処理をご提案します。

Contact us

PwC Japanグループの主な法人

- PwC Japan有限責任監査法人
- PwCコンサルティング合同会社
- PwCアドバイザリー合同会社
- PwC税理士法人
- PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:
<https://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):
<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:
E-mail: jp_aarata_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com